資料３

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

流通改善ガイドライン相談窓口案件の報告について

厚生労働省 医政局
医薬産業振興・医療情報企画課
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

流通改善ガイドライン相談窓口案件の報告について（１／２）

・流通改善ガイドラインに基づく厚生労働省相談窓口では、令和6年度に以下の2件の相談事例に対応した。

【相談事例１】

１．相談区分：医薬品の価値を無視した過大な値引き要求

２．相談者：　医薬品卸売販売業者

３．内容：

〇　医療機関との交渉において、口頭で総価値引率の提示要求があり、提示した総価値引率の上位３社との取引を行うと説明があった。その後、取引を行う卸売販売業者に医療機関から対象のメーカーが割り振られ、当初提示した総価値引率まで値引きを行う。

〇　どのメーカーの品目の取引か卸売販売業者では分からず、安定供給に必要な流通コストを考慮した交渉ができない。

４．対応：

〇　当該医療機関の上部組織に本件を説明し、安定供給のコスト等を踏まえた適切な価格で交渉を行うこと、特に医療上必要性の高い医薬品は単品単価交渉を求めていることなどガイドラインの遵守を求めた。

〇　当該上部組織からは事実確認の上、指導を行い、ガイドラインを周知すると説明があった。

流通改善ガイドライン相談窓口案件の報告について（２／２）

【相談事例２】

１．相談区分：医薬品の価値を無視した過大な値引き交渉

２．相談者：　医薬品卸売販売業者

３．内容：

〇 医療機関の共同購入組織から、利益の出ない安価な納入価を提示され、その価格で契約するよう一方的に求められた。

４．対応：

〇 当該団体に対して、安定供給に必要なコストを考慮しない値引き交渉を行うことはガイドラインで不適切とされていることを説明し、ガイドラインの遵守を求めた。